

○松本市立病院事業看護師等養成奨学金貸与規程

平成22年3月31日

病院局管理規程第33号

(目的)

第1条 この規程は、松本市立病院（以下「市立病院」という。）の助産師、看護師等の充実のため、助産師、看護師等を養成する学校（以下「学校」という。）に入学又は進学をした者で、その卒業後に市立病院に従事することを約するものに対し、奨学金を貸与することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の区分、額及び貸与期間)

第2条 貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

1人当たり年額	1人当たり月額
600,000円以内	50,000円以内

2 奨学金の貸与の期間は、当該学校の正規の修学期間の範囲内とする。

(奨学金の貸与)

第3条 前条の奨学金は、その月の25日に月額を貸与するものとする。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日の直前の日曜日、祝日法による休日又は土曜日でない日に貸与するものとする。

(貸与の特例)

第4条 第2条に規定する奨学金の貸与について、必要と認めるときは、前条の規定にかかわらず必要な期間を遡って貸与することができるものとし、各年の4月から9月までの申請については4月に、各年の10月から翌年3月までの申請については10月に遡ることができるものとする。

(貸与手続)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「奨学金借受者」という。）は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に、奨学金貸与申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 奨学金借受者は、前項の誓約書に2人の保証人の署名を得なければならない。

3 前項の保証人は、奨学金の区分、額及び貸与期間に応じ管理者が別に定める額を限度とし、奨学金借受者と連帯して奨学金返還の債務を負うものとする。

(貸与決定及び貸与)

第6条 管理者は、申請を受理したときはこれを審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により通知し、奨学金を貸与するものとする。

(貸与の休止)

第7条 管理者は、奨学金借受者が休学し、又は停学の処分を受けた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月分から奨学金の貸与を休止するものとする。

(貸与決定の取消)

第8条 管理者は、奨学金借受者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第6条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 学校を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため養成を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 前項の規定により貸与決定を取り消した場合は、その旨を通知するものとする。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の全額（以下「奨学金の全額」という。）を貸与を受けた期間に相当する期間内に返還しなければならない。ただし、第3号に該当するときは48月で、第4号に該当するときは72月で、第5号に該当するときは96月で、それぞれ奨学金の全額を除いた額に勤務月数を乗じて得た額を奨学金の全額から除いた額を返還するものとする。

- (1) 学校を中途退学するとき。
- (2) 学校を卒業後直ちに市立病院に採用されないとき又は採用を希望しないとき。
- (3) 看護専門学校等（2年課程のものに限る。）を卒業後、市立病院に採用された者で、4年以内に退職又は免職となったとき。
- (4) 看護専門学校等（3年課程のものに限る。）を卒業後、市立病院に採用された者で、6年以内に退職又は免職となったとき。
- (5) 看護大学等（4年課程のものに限る。）を卒業後、市立病院に採用された者で、8年以内に退職又は免職となったとき。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与期間が2年に満たない者が看護専門学校等を卒業又は退学後、市立病院に採用された場合は、貸与期間に100分の200を乗じて得た期間（以下この項において「返還期間」という。）を通じて市立病院に勤務したときは、返還を要しないものとする。ただし、返還期間内に退職又は免職となったときは、奨学金の全額を返還期間月数で除いた額に勤務月数を乗じて得た額を奨学金の全額から除いた額を返還するものとする。

(返還方法)

第10条 奨学金の返還方法は、奨学金返還明細書（様式第4号）により、一括払い、年賦、半年賦、月賦又はその他の方法とする。ただし、繰上げ返還することを妨げない。

(返還の猶予)

第 1 1 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、管理者に奨学金返還猶予願(様式第 5 号)を提出し、認められたときは、相当の期間その返還を猶予することができる。

- (1) 管理者に届出をし、助産師等養成施設へ進学したとき。
- (2) 災害又は疾病により就業できなかったため、返還が著しく困難となったとき。
- (3) その他やむを得ない事由によって、返還が著しく困難となったとき。

2 前項の規定により奨学金の返還を猶予された者が、猶予期間を超えてなお返還できないときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(返還の免除)

第 1 2 条 管理者は、奨学金の返還について、貸与を受けた者に特段の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 市立病院の事情により採用されないときは、貸与された奨学金の返還は要しないものとする。

(補則)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか奨学金の貸与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に、波田総合病院事業看護師等養成奨学金貸与規程(平成 1 8 年波田町病院事業管理規程第 1 0 号)の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、この管理規程の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 2 4 年 3 月 3 0 日病院局管理規程第 1 号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程による改正前の松本市病院事業の設置等に関する条例施行規程、松本市病院局臨床研究に関する倫理規程及び松本市立波田総合病院事業看護師等養成奨学金貸与規程による様式は、当分の間この管理規程による改正後の松本市病院事業の設置等に関する条例施行規程、松本市病院局臨床研究に関する倫理規程及び松本市立病院事業看護師等養成奨学金貸与規程による様式とみなす。

附 則(平成 2 6 年 3 月 3 1 日病院局管理規程第 6 号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に貸与する奨学金から適用する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市立病院事業看護師等養成奨学金

貸与規程の規定により貸与を受けている奨学金の返還については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月９日病院局管理規程第１２号）

この管理規程は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の奨学金の申請に係るものから適用する。